

下水道法施行令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号、第四条、第八条、第十一条第一項及び第三項、第十二条第一項、第十六条（第三十一条において準用する場合を含む。）、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条第一項及び第二項、第二十八条第二項（都市下水路の維持管理に係る部分に限る。）、第二十九条第一項及び第二項、第三十条、第三十二条第十項（第三十八条第六項において準用する場合を含む。）並びに第四十条の規定に基き、この政令を制定する。

（都市下水路の最小規模）

第一条 下水道法（以下「法」という。）第二条第五号に規定する政令で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げるるものとする。

一 主として製造業（物品の加工修理業を含む。以下同じ。）、ガス供給業又は鉱業の用に供する施設から排除される汚水を排除し、又は処理するために設けられるもの

二 その他のもの（当該下水道の始まる箇所における排水管の内径又は排水管の内径（壁の上端において計るものとする。以下同じ。）が二百五十ミリメートルで、かつ、当該下水道の終る箇所における管渠（排水管又は排水渠をいう。以下同じ。）の排除ができる下水の量が一日に一万立方メートルのもの

三 その他のもの（当該下水道の始まる箇所における管渠の内径又は内径（壁の上端において計るものとする。以下同じ。）が五百ミリメートルで、かつ、地形上当該下水道により雨水を排除することができる地域の面積が十ヘクタールのもの

（流域別下水道整備総合計画を定めるべき公共の水域又は海域の要件）

第二条 法第二条の二第一項に規定する政令で定める要件は、同項の水質環境基準が定められた河川その他の公共の水域又は海域の水質の汚濁が二以上の市町村の区域における汚水によるものであり、かつ、当該公共の水域又は海域の環境上の条件を主として下水道の整備によつて当該水質環境基準に達せしめる必要があることとする。排出される下水の窒素含有量又は燃^{かん}素含有量を削減する必要がある公共の水域又は海域の要件）

第二条の二 法第二条の二第一項第五号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 窒素含有量又は燃^{かん}素含有量が、当該公共の水域又は海域について定められたこれらに適合しておらず、又は適合しないこととなるそれが高いと認められること。

二 当該公共の水域又は海域の閉鎖性、水量その他の自然的条件からみて、当該公共の水域又は海域に排出される下水に含まれる窒素又は燃^{かん}素が滞留しやすい状況にあると認められること。

三 他の自然的条件からみて、当該公共の水域又は海域に排出される下水に含まれる窒素又は燃^{かん}素含有量又は燃^{かん}素含有量に係る水質の基準）

（高度処理終末処理場から放流する下水の窒素含有量又は燃^{かん}素含有量に係る水質の基準）

又は海域に含まれる窒素又は燃^{かん}素が滞留しやすい状況にあると認められること。

二 当該公共の水域又は海域の閉鎖性、水量その他の自然的条件からみて、当該公共の水域又は海域に排出される下水に含まれる窒素又は燃^{かん}素が滞留しやすい状況にあると認められること。

三 他の自然的条件からみて、当該公共の水域又は海域に排出される下水に含まれる窒素又は燃^{かん}素が滞留しやすい状況にあると認められること。

四 下水の放流先の状況

一 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況

二 計画下水量及びその算出の根拠

三 公共下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、又は流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠

四 下水の放流先の状況

一 予定処理区域の変更

二 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るもの

三 国土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百二十一号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。）

四 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更

五 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

六 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

七 公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 公共下水道の構造の技術上の基準

十 公共下水道の構造の技術上の基準

十一 公共下水道の構造の技術上の基準

十二 公共下水道の構造の技術上の基準

十三 公共下水道の構造の技術上の基準

十四 公共下水道の構造の技術上の基準

十五 公共下水道の構造の技術上の基準

十六 公共下水道の構造の技術上の基準

十七 公共下水道の構造の技術上の基準

十八 公共下水道の構造の技術上の基準

十九 公共下水道の構造の技術上の基準

二十 公共下水道の構造の技術上の基準

二十一 公共下水道の構造の技術上の基準

二十二 公共下水道の構造の技術上の基準

二十三 公共下水道の構造の技術上の基準

二十四 公共下水道の構造の技術上の基準

二十五 公共下水道の構造の技術上の基準

二十六 公共下水道の構造の技術上の基準

二十七 公共下水道の構造の技術上の基準

二十八 公共下水道の構造の技術上の基準

二十九 公共下水道の構造の技術上の基準

三十 公共下水道の構造の技術上の基準

三十一 公共下水道の構造の技術上の基準

三十二 公共下水道の構造の技術上の基準

三 終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

四 第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 予定処理区域の変更

二 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るもの

三 國土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百二十一号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。）

四 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更

五 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

六 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

七 公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 公共下水道の構造の技術上の基準

十 公共下水道の構造の技術上の基準

十一 公共下水道の構造の技術上の基準

十二 公共下水道の構造の技術上の基準

十三 公共下水道の構造の技術上の基準

十四 公共下水道の構造の技術上の基準

十五 公共下水道の構造の技術上の基準

十六 公共下水道の構造の技術上の基準

十七 公共下水道の構造の技術上の基準

十八 公共下水道の構造の技術上の基準

十九 公共下水道の構造の技術上の基準

二十 公共下水道の構造の技術上の基準

二十一 公共下水道の構造の技術上の基準

二十二 公共下水道の構造の技術上の基準

二十三 公共下水道の構造の技術上の基準

二十四 公共下水道の構造の技術上の基準

二十五 公共下水道の構造の技術上の基準

二十六 公共下水道の構造の技術上の基準

二十七 公共下水道の構造の技術上の基準

二十八 公共下水道の構造の技術上の基準

二十九 公共下水道の構造の技術上の基準

三十 公共下水道の構造の技術上の基準

三十一 公共下水道の構造の技術上の基準

三十二 公共下水道の構造の技術上の基準

三十三 公共下水道の構造の技術上の基準

三十四 公共下水道の構造の技術上の基準

三十五 公共下水道の構造の技術上の基準

三 終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴ない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

四 第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 予定処理区域の変更

二 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るもの

三 國土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百二十一号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。）

四 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更

五 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

六 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

七 公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 公共下水道の構造の技術上の基準

十 公共下水道の構造の技術上の基準

十一 公共下水道の構造の技術上の基準

十二 公共下水道の構造の技術上の基準

十三 公共下水道の構造の技術上の基準

十四 公共下水道の構造の技術上の基準

十五 公共下水道の構造の技術上の基準

十六 公共下水道の構造の技術上の基準

十七 公共下水道の構造の技術上の基準

十八 公共下水道の構造の技術上の基準

十九 公共下水道の構造の技術上の基準

二十 公共下水道の構造の技術上の基準

二十一 公共下水道の構造の技術上の基準

二十二 公共下水道の構造の技術上の基準

二十三 公共下水道の構造の技術上の基準

二十四 公共下水道の構造の技術上の基準

二十五 公共下水道の構造の技術上の基準

二十六 公共下水道の構造の技術上の基準

二十七 公共下水道の構造の技術上の基準

二十八 公共下水道の構造の技術上の基準

二十九 公共下水道の構造の技術上の基準

三十 公共下水道の構造の技術上の基準

三十一 公共下水道の構造の技術上の基準

三十二 公共下水道の構造の技術上の基準

三十三 公共下水道の構造の技術上の基準

三十四 公共下水道の構造の技術上の基準

三 終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴ない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

四 第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 予定処理区域の変更

二 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るもの

三 國土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百二十一号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。）

四 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更

五 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

六 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

七 公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 公共下水道の構造の技術上の基準

十 公共下水道の構造の技術上の基準

十一 公共下水道の構造の技術上の基準

十二 公共下水道の構造の技術上の基準

十三 公共下水道の構造の技術上の基準

十四 公共下水道の構造の技術上の基準

十五 公共下水道の構造の技術上の基準

十六 公共下水道の構造の技術上の基準

十七 公共下水道の構造の技術上の基準

十八 公共下水道の構造の技術上の基準

十九 公共下水道の構造の技術上の基準

二十 公共下水道の構造の技術上の基準

二十一 公共下水道の構造の技術上の基準

二十二 公共下水道の構造の技術上の基準

二十三 公共下水道の構造の技術上の基準

二十四 公共下水道の構造の技術上の基準

二十五 公共下水道の構造の技術上の基準

二十六 公共下水道の構造の技術上の基準

二十七 公共下水道の構造の技術上の基準

二十八 公共下水道の構造の技術上の基準

二十九 公共下水道の構造の技術上の基準

三十 公共下水道の構造の技術上の基準

三十一 公共下水道の構造の技術上の基準

三十二 公共下水道の構造の技術上の基準

三十三 公共下水道の構造の技術上の基準

三十四 公共下水道の構造の技術上の基準

三 終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴ない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

四 第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 予定処理区域の変更

二 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るもの

三 國土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百二十一号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。）

四 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更

五 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

六 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

七 公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 公共下水道の構造の技術上の基準

十 公共下水道の構造の技術上の基準

十一 公共下水道の構造の技術上の基準

十二 公共下水道の構造の技術上の基準

十三 公共下水道の構造の技術上の基準

十四 公共下水道の構造の技術上の基準

十五 公共下水道の構造の技術上の基準

十六 公共下水道の構造の技術上の基準

十七 公共下水道の構造の技術上の基準

十八 公共下水道の構造の技術上の基準

十九 公共下水道の構造の技術上の基準

下〇以	ム ラリに日きにトリ	グミ間五つルツ一位へ量要酸学 生物化			計画放流水質
下〇以		ム ラリきにトリ	グミつルツ一位へ有量单 窒素含		
〇 以・ 下五		ム ラリきにトリ	グミつルツ一位へ量单 燃含有		
又は嫌気無理するものに限る。)	循環式硝化脱 (凝集剤を添加して処理するもの	活性汚泥法 窒型膜分離			方法

又は海域に放流する下水の量を減するよう
に、適切な高さの堰の設置その他の措置が講
ぜられていること。

二 雨水吐からのきょう雜物の流出を最少限度
のものとするよう、スクリーンの設置その
他の措置が講ぜられていること。

(處理施設の構造の技術上の基準)

五条の五 处理施設(これを補完する施設を含
み、終末処理場であるものに限る。以下この条
において同じ。)の構造の技術上の基準は、次
のとおりとする。

一 水處理施設(汚泥以外の下水を処理する處
理施設をいう。以下同じ。)は、第六条第一
項第一号から第三号までに掲げる放流水の水
質の技術上の基準に適合するよう下水を処理
する性能を有する構造とすること。

二 前号に定めるもののほか、水處理施設は、
次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じ
て、それぞれ同表に掲げる方法(当該方法と
同程度以上に下水を処理することができる方
法を含む。)により下水を処理する構造とす
ること。

一 ○ 下 以 下	一 ○ 超 え を	
一 ○ 下 以 下		

政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。

五 ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

四 第二号の点検その他の方法により公共下水
　　交通省令で定める排水施設にあつては、五年
　　に一回以上の適切な頻度で行うこと。

第五条の八 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）
する施設を含む。第五条の十において同じ。）
に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

六 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

第五条の十 第五条の八に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。）の構造の基準は、次のとおり

一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

二 汚泥処理施設（汚泥を処理する施設を設けること）は、汚泥の処理に伴う排水又は人の健康の保護に支障が生じないよう国

士交通大臣が定める措置が講ぜられていること。
(適用除外)

定の適用について準用する。
(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)

第十五条の二（治第十九条の二第二項）（治第二十一条の二第二項）に規定する場合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要

重要な事項は、次のとおりとする。
一 公共下水道又は流域下水道（以下この条に
おいて「公共下水道等」という。）の構造又
は維持若しくは修繕の状況、公共下水道等に

流入する下水の量又は水質、公共下水道等の存する地域の気象の状況その他の状況（以下この項において「公共下水道等の構造等」という。）を勘案して、適用すべき規則、公共下

いを斟酌して、適切な時期に、公共下水道等の巡回を行い、及び清掃、しゆんせつその他の公共下水道等の機能を維持するため必要な措置を講ずること。

二 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
三 前号の点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きいものとして国土

四 交通省令で定める排水施設にあつては、五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。
五 第二号の点検その他の方法により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
六 災害の発生時ににおいて、公共下水道等の構造等を勘査して、速やかに、公共下水道等の巡回を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ（排水施設から下水があふれ出るおそれがある場合に、当該排水施設から下水を排出するための可搬式のポンプをいう。）又は仮設消毒池（水処理施設において下水を処理することができなくなるおそれがある場合に、当該下水流を流入させ、その消毒を行うための仮設の池をいう。）の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずること。
第七条 前項に規定するものほか、公共下水道等の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。
（放流水の水質の技術上の基準）
第八条 法第八条（法第二十五条の十八において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時ににおいて、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。
一 水素イオン濃度 水素指数五・八以上八・六以下
二 大腸菌群数 一立方センチメートルにつき三千個以下
三 浮遊物質量 一リットルにつき四十ミリグラム以下
四 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び懐水含有量 第五条の第五第二項に規定する計画による放流水の水質についての法第八条に規定する前項に定めるもののほか、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道からの放流水の水質についての法第八条に規定する

政令で定める技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時において、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、一リットルにつき五日間に四十ミリグラム以下であることとする。この場合において、これらの総量は、国土交通省令・環境省令で定める方法により測定し、又は推計した場合における総量とする。

3 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十九号）第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により、第一項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

4 前三項の規定によるものほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第八条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例により、同条第一項の排水基準のうち同法第二条第四項に規定する排水水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第一項に規定するダイオキシン類（以下単に「ダイオキシン類」という。）の量に係る水質の基準とする。

（排水設備の設置を要しない場合）

第七条 法第十条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一号の規定により坑水及び廃水の処理に伴う鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合とする。

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第八条 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。

二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

四 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させることで、他の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

五 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、污水と雨水とを分離して排出する構造とすること。

六 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。

七 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

八 污水（冷却の用に供した水その他の污水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠^{アムカ}とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

九 暗渠^{アムカ}である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
イ もっぱら雨水を排除すべき管渠^{カムカ}の始まる箇所
ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠^{カムカ}の清掃に支障がないときは、この限りでない。

十 管渠^{カムカ}の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠^{カムカ}の挿上適当な箇所

十一 ます又はマンホールには、ふた（污水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

十二 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上にあつては、その他のますにあつてはその接続する管渠^{カムカ}の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインパートを設けること。

第十八条の二 法第十一条の二第一項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）

以下この条において同じ。)に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)を使用しようとする者が最も多量の汚水を排出する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第一号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定める基準(法第十二条の十一第一項第二号(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十五条第一項及び第二項において同じ。)の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

四 イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリ
　　ガラムを超えるもの
ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき
　　三十ミリグラムを超えるもの
　　リグラム以上であるもの
二 境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。
(下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設)
第九条の二 法第十二条の二第一項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)、次条、第九条の四第一項及び第九条の九第一号において同じ。に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十号)別表第一第六十六号の三に掲げる施設(同号ハに掲げる施設のうち温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。)とす。
(適用除外)

がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。）に関する水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 アンモニア性窒素 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき三百八十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道から放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に三・八を乗じて得た数値とする。

二 水素イオン濃度 水素指数五を超える未満五日間に六百ミリグラム未満

三 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき六百ミリグラム未満

四 浮遊物質量 ラム未満

五 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラム以下

ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十三ミリグラム以下

六 窒素含有量 一リットルにつき二百四十四ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道から放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

七 燃含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる項目（同項第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設（流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下

水道の処理施設。以下この項及び第九条の十二第二項において同じ。)で処理される污水の量の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の污水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の基準より厳しいものとすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に定めるものとし得る。

一 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値とする。

二 水素イオン濃度 水素指数五・七を超える場合にあっては、当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

三 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五百三十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値とする。

四 浮遊物質量 一リットルにつき三百ミリグラム未満

五 窒素含有量 一リットルにつき百五十ミリグラム未満。

六 燃含存量 一リットルにつき二十九ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値とする。

第一項第一号、第六号又は第七号に掲げる項目に係る水質に關し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からそれぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準より厳しいものであつてはならない。

除されたとした場合においては、水質汚濁防
止法の規定による環境省令により、又は同法
第三条第三項の規定による条例により、当該
各号に定める基準（前項の規定が適用される
場合にあつては、同項第一号、第五号又は第六
号に定める基準）より緩やかな排水基準が
適用されるとき。

二 第一項第一号から第五号までに掲げる項目
に係る水質に関して、当該下水が河川その他の
公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除され
たとした場合においては、水質汚濁防止法の
規定による環境省令により、当該各号に定め
る基準（前項の規定が適用される場合における
同項第二号から第四号までに掲げる項目に
係る水質にあつては、当該各号に定める基
準）より緩やかな排水基準が適用されると
き。

（適用除外）

三 第一項各号及び第二項各号に掲げる数値は、
国土交通省令・環境省令で定める方法により検
定した場合における数値とする。

4

第一項各号に掲げる項目に係る下
水に關しては、当該下水が当該公共下水道か
らの放流水又は当該流域下水道（雨水流域下
水道を除く。以下この条において同じ。）から
の放流水に係る公共の水域又は海域に直接
排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第
一項の規定による環境省令（同条第三項の
規定による条例が定められている場合にあつ
ては、当該条例を含む。）により定められた
当該項目についての排水基準が適用されない
場合において、当該特定事業場から当該公共
下水道又は当該流域下水道にその適用されな
い排水基準についての項目に係る下水を排除
するとき。

二 特定事業場から排除される前条第一項第二
号から第五号までに掲げる項目に係る下水に
關しては、当該下水が河川その他の公共の水
域（湖沼を除く。）に直接排除されたとして
も、水質汚濁防止法第三条第一項の規定によ
る環境省令により定められた当該項目につい
ての排水基準が適用されない場合において、

四 三 水質汚濁防止法特定施設を設置しない特定事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合

四 一の施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。

イ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた日から六月（次条第一号に掲げる施設である場合にあつては、一年）を経過したとき。

ロ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場であるとき。

ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき法第十二条の二第五項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）。

（法第十二条の二第六項の政令で定める施設）

第九条の七 法第十二条の二第六項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の四から第六十六号の八まで、第六十八号の二及び第七十一号の三に掲げる施設

二 ダイオキシン類対策法特定施設

（事故時の措置を要する物質又は油）

第九条の八 法第十二条の九第一項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同会議第三条の四各号に掲げる油とする。

（事故時の措置の規定が適用されない場合）

第九条の九 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第一号第一号から第二十五号まで若しくは第二十

八号に掲げる物質（同条第十五号に掲げる物質にあつては、シスー・ニ・ジクロエチレンに限る。又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準に適合するとき。一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第一条第二十六号に掲げる物質又は同令第三条の四各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条

三 前二号に掲げる場合以外の場合 第九条の規定による
四 第一項第一号から第三十三号までに規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）
（除害施設の設置等に関する条例の基準）
第九条の十一 法第十二条の十一第一項第二号の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燃含水量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水水流

2
流水又は該流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第九条の五、一項第三号に掲げる項目に類似する項目及大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る、
製造業又はガス供給業の用に供する施設か、
公共下水道又は流域下水道に排出される下水
係る前項第一号、第二号、第四号及び第五号
掲げる項目（同項第四号又は第五号に掲げる
目にあつては、同項に規定する下水に係るもの
に限る。）に関する水質の基準については、
これらの施設から排除される汚水の合計量がそ
処理施設で処理される汚水の量の四分の一以

該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

第一項第一号、第四号及び第五号並びに前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(承認を要しない軽微な施設の維持)

第十条 法第十六条ただし書(法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を除む。)に規定する施設の維持で政令で定める軽微なもののは、非水景の開渠である警告の部分

三、当該公共下水道又は当該流域下水道の施設について、賃貸借方止法施行令第二条第一号に該當する場合に、賃貸借方止法施行令第二条第一項の二第三項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。

として水質汚濁防止法施行令第一号第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質(同条第十五号に掲げる物質にあつては、シスーー・一・二ジクロロエチレンである。)又はダイオキシン類の処理施設が設けられてゐる場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示する区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

（附則方言の語彙等に依る「水」の方質の基準）
第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。次号において同じ。）からの放流水について水質排出基準が定められている場合 第九条の四第一項各号に規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）

水道からの放流水についてダイオキシン類による排水基準が定められている場合 第九条の四第一項第一号から第三十三号までに規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）及び当該条例に規定する基準

三 前二号に掲げる場合以外の場合 第九条の規定による基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第九条の十一 法第十二条の十一第一項第二号の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第四号又は第五号に掲げる項目にあっては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この項及び次項において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。）又は物質に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 第九条第一項第一号に掲げる項目 四十五度未満

二 第九条の五第一項第一号から第四号までに掲げる項目 それぞれ当該各号に定める数値

三 第九条の五第一項第五号に掲げる項目 同号に定める数値。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあつては、その数値とする。

四 窒素含有量 一リットルにつき二百四十三ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

五 燐含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

六 第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質又は第九条第一項第一号に掲げる項目及び第九条の五第一項各号に掲げる項目以外の項目で、条例により当該公共下水道からの放

2
流水又は該流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第九条の五第一項第三号に掲げる項目に類似する項目及大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る
値
製造業又はガス供給業の用に供する施設か
公共下水道又は流域下水道に排除される下水
係る前項第一号、第二号、第四号及び第五号
掲げる項目（同項第四号又は第五号に掲げる
目にあつては、同項に規定する下水に係るもの
に限る。）に関する水質の基準については、
これらの施設から排除される汚水の合計量がそ
れ処理施設で処理される汚水の量の四分の一以
上であると認められるとき、その処理施設に達
るまでに他の汚水により十分に希釈されるこ
ができるないと認められるとき、その他やむを
ない理由があるときは、同項の基準より厳し
ものとすることができる。この場合において
は、その水質は、次の各号に掲げる項目に
し、それぞれ当該各号に定めるものより厳し
ものであつてはならない。
一 温度 四十度未満
二 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝
性窒素含有量 一リットルにつき百二十五
ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第
三条第三項の規定による条例により、当該公
下水道からの放流水又は該流域下水道か
の放流水について排水基準が定められてい
場合には、当該排水基準に係る数値
一・二・二五を乗じて得た数値とする。
三 水素イオン濃度 水素指数五・七を超
八・七未満
四 生物化学的酸素要求量 一リットルにつ
五 日間に三百ミリグラム未満
六 混遊物質量 一リットルにつき三百ミリ
グラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三
項の規定による条例その他の条例に
り、当該公共下水道からの放流水又は該
流域下水道からの放流水について排水基準が
められている場合にあつては、当該排水基
に係る数値に一・二・二五を乗じて得た数値と
る。
七 燃含水量 一リットルにつき二十ミリギ
ム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第
項の規定による条例その他の条例により、

該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められたる数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

第一項第一号、第四号及び第五号並びに前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(承認を要しない軽微な施設の維持)

第十条 法第十六条ただし書(法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。)に規定する施設の維持で政令で定める較微なもののは、排水渠の開渠である構造の部分又はますの清掃とする。

(汚濁原因者負担金の額)

第十一条の二 法第十八条の二(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定により特定施設の設置者(過去の設置者を含む。以下この条において同じ。)に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四八年法律第二百十一号)の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、全ての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に對する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参考して定めるものとする。

(工事負担金に係る下水の量の算出方法)

（いて土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。）

五十年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（五年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

六 國土交通省令・環境省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

七 日本下水道事業團法施行令第四条第一項の第三種技術検定に合格した者で、二年以上上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

八 技術士法による第二次試験のうち国土交通大臣及び環境大臣が定める技術部門に合格した者（国土交通大臣及び環境大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）であること。

（公共下水道管理者の許可を要しない軽微な行為）

第十六条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものを設ける行為で、次条第一号ニ本文及びホ、第二号イ及びホ並びに第三号イ及びニの規定に適合するものとする。

一 内径が二十八ミリメートル以下の水道の給水管又はガスの導管

二 百ボルト以下の電圧で電気を伝送する電線

三 主として歩行者の通行の用に供する橋又は踏板で取りはずしの容易なもの（公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準）

第十七条 法第二十四条第二項に規定する政令で定める技術上の基準は、次とのおりとする。

一 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。

イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。

ハ 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設けられる排水施設は、公共下水道のます又はマンホール（合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。）の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。

二 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（以下この条において「流入施設」という。）以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に（当該部分を縦断するときは、その上端から一・五メートル以上の高さに）、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ホ 公共下水道の開渠部分の壁の上端から一・五メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。

二 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。

ロ 固定で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

二 污水（冷却の用に供した水その他の污水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

三　流入施設、建築基準法第四十一条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法（昭和二十六年法律第八百八十五号）第二条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から二・五メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、一・五メートルを超えないこと。

三　工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ　公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ　流入施設は、公共下水道の開渠部分、また又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ　水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

二　その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

ハ　水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

五　流入施設から公共下水道に排除される下水量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。

五　下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。

六　法第十二条第一項又は法第十二条の十一第一項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

（公共下水道の暗渠に設けることのできる物件）

第十七条の二　法第二十四条第三項第三号に規定する公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、次に掲げる工作物であつて、公共下水道管理者が下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれがない構造であると認めたものとする。

一　量水標等を支持し、又は保護するための工作物

二　電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物

三　下水を熱源とする熱（以下「下水熱」という。）を利用するための熱交換器による下水熱

熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物（公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者）

第十七条の三 法第二十四条第三項第三号ロに規定する政令で定める者は、放送法（昭和二十一年法律第百三十二号）第一百二十九条第一項に規定する登録一般放送事業者（その設置する有線電気通信設備を用いて同法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者に限る。）とする。

法第二十四条第三項第三号ハに規定する政令で定める者は、公共下水道管理者が次に掲げる要件に該当すると認めた者とする。

一下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有する者であること。

二 下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

（排水設備の技術上の基準に関する条例の基準）

第十七条の四 法第二十五条の二に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 条例の技術上の基準は、第八条各号に掲げる技術上の基準に相当する基準を含むものであること。

二 条例の技術上の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 排水設備の設置及び構造に関する事項として国土交通省令に定めるものが規定されているものであること。

ロ 浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであり、かつ、排水設備を設置する者に不当な義務を課すこととならないものであること。

ハ 排水設備を設置する土地の形質、排水設備を設置する者の負担その他の事項を勘査して必要があると認める場合にあつては、浸水被害対策区域を二以上の地区に分割し、又は排水設備を設置する土地の用途その他他の事項に区分し、それぞれの地区又は事項に適用する基準を定めるものであること。

（管理協定の対象となる雨水貯留施設の規模）

第十七条の五 法第二十五条の三第一項に規定する政令で定める規模は、雨水を貯留する容量が

百立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的・社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るために必要なと認める場合には、公共下水道管理者は、当該規模について、条例で、区域を限り、雨水を貯留する容量を百立方メートル未満で、別に定めることができる。

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七条の六 流域下水道管理者は、法第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更の協議を申し出に係るものに限る。)を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣(次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事)に提出しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の九第七号において同じ。)

二 計画下水量及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の量並びにその算出及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況

三 流域下水道からの放流水、処理施設において処理すべき下水及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠

四 下水の放流先の状況

五 每会計年度の工事費(維持管理に要する費用を含む。)の予定額及びその予定財源

(都道府県知事に協議する事業計画)

第十七条の七 法第二十五条の十一第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一 指定都市以外の市町村が設置する流域下水道の事業計画

二 指定都市が設置する流域下水道の事業計画のうち、第十七条の九第一号から第三号まで及び第四号(処理施設に係る吐口の配置の変更)

更以外の変更に限る。)に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

(環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合)

第十七条の八 法第二十五条の十一第七項において準用する同条第四項又は第六項に規定する政令で定める場合は、終末処理場の配管又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更にて準用する場合(軽微な変更)

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の九 法第二十五条の十一第七項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。

二 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の新設又は配置、構造若しくは能力の変更

三 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

四 流域下水道からの放流水の吐口の配置の変更

五 処理施設(これを補完する施設を含む。)の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更

六 流域関連公共下水道が接続する位置の変更

七 流域関連公共下水道の予定処理区域の変更

八 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

(流域下水道の施設に設けることのできる物件)

第十七条の十 法第二十五条の十七第三号に規定する流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、第十七条の二各号に掲げる工作物であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認めたものとする。

一 関係市町村の意見の概要

(都道府県知事に協議する事業計画)

第十七条の十一 法第二十五条の十七第四号に規定する政令で定めるときは、流域関連公共下水道の予定処理区域外における飛行場その他継続して大量の下水を排出する施設からの下水を流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に流入さる場合)

更以外の変更に限る。)に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

(環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合)

第十七条の十二 第五条の八、第五条の九(第六号に係る部分を除く。)及び第五条の十一の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造の基準に準用する(都市下水路の構造の基準)

第十八条 法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

一 しゆんせつは、一年に一回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

二 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、一月に一回以上行うこと。

(都市下水路管理者の許可を要しない軽微な行為)

第十九条 法第二十九条第一項に規定する政令で定める軽微な行為は、第十六条各号に掲げるものを設ける行為で、次条第二号の規定によりその例によるものとされる第十七条第一号ニ本文及びホ、第二号イ及びホ並びに第三号イ及びニの規定に適合するものとする。

(都市下水路に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準)

第二十条 法第二十九条第二項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 都市下水路に汚水を流入させるために設けられる排水施設は、都市下水路の排水渠の開渠ができるだけ底に近い箇所に設けること。

二 第十七条第一号ハからホまで、第二号イ、ハ及びホ、第三号並びに第四号の規定の例によること。

三 水質汚濁防止法第三条第一項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第八条第一項の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第三条第三項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例その他の条例により定められた排水基準に適合する下水以外の物を都市下水路に入れるために設ける施設でないこと。

せる場合、終末処理場から放流される水を利用するためには該終末処理場に接続して導水管を設ける場合その他の場合であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれないと認めた場合とする。

第二十一条 法第三十条第一項第二号に規定する水質は、第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の四第一項各号若しくは第九条の五一項(第一号ただし書、第六号及び第七号を除く。)若しくは第九条の十一第一項第一号若しくは第六号に規定する基準に適合しない水質とし、法第三十条第一項第二号に規定する政令で定める量は、当該事業所が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量百立方メートルとする。

第二十二条 法第三十条第一項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 第八条第二号、第三号及び第八号から第十一号までの規定の例によること。

二 管渠の勾配並びに排水管の内径及び排水渠の断面積は、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

三 第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の四第一項各号若しくは第九条の五一第一項(第一号ただし書、第六号及び第七号を除く。)若しくは第九条の十一第一項第一号若しくは第六号に規定する基準に適合しない水質の汚水を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業、ガス供給業又は鉱業の用に供する施設の敷地内においては、この限りでない。

(既設特定排水施設に係る事業所の大規模な増築又は改築)

第二十三条 法第三十条第二項に規定する政令で定める大規模な増築又は改築は、事業所の建築物の延べ面積(事業所の建築物が二以上あるときは、その延べ面積の合計。以下この条において同じ。)が十分の三以上の増加となる建築物の増築又は改築部分の床面積の合計が事業所の建築物の延べ面積の二分の一以上である建築物の改築とする。

(損失補償の裁決の申請)

二十四条 法第三十二条第十項(法第三十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請し

ようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次の各号に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）

二 相手方である公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者

三 損失の事実

四 損失の補償の見積及びその内容

五 協議の経過（国庫補助）

第二十四条の二 法第三十四条の規定による国の方針公団体に対する補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 公共下水道の設置又は改築に要する費用（第三号に掲げる費用を除く。）次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 公共下水道（特定の事業者の事業活動に主として利用される公共下水道（以下この項目において「特定公共下水道」という。）を除く。）の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。）当該費用の額に二分の一（終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、十分の五・五）を乗じて得た額

ロ 特定公共下水道の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。）当該費用の額に二分の一を乗じて得た額

ハ 流域下水道 当該費用の額に二分の一（国土交通大臣が定める費用にあつては、三分の二）を乗じて得た額

八 前項第一号に規定する主要な管渠の範囲は、前項第一号に規定する主要な管渠と同様、当該管渠の下水排除面積又は下水排除量等を基準として国土交通大臣が定めるものとする。

第二十四条の三 法第三十七条第一項に規定する政令で定める下水道は、工事に関する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、維持管理に関する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公団体が管理するものとする。

一 都道府県及び指定都市以外の地方公団体が管理する公共下水道

二 指定都市が管理する公共下水道のうち、次に掲げるもの

イ 一般公共下水道のうち、予定処理区域の面積が百ヘクタール以下のもの又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続するもの

二 法第二条の二第五項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理する地方公団体

が、当該流域別下水道整備総合計画に記載されたところにより、他の地方公団体が管理する特定終末処理場（当該高度処理終末処理場に係る下水道と同じ同条第二項第二号の区域に係る下水道のものに限る。）について定められた削減目標量の一部に相当するものとして当該高度処理終末処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量又は燃含有量を削減するために行う当該高度処理終末処理場の設置又は改築（国土交通大臣が定めるものに限る。）に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。）次に掲げる当該他の地方公団体が管理する下水道の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 公共下水道（特定公共下水道を除く。）当該費用の額に二分の一（国土交通大臣が定める費用にあつては、十分の五・五）を乗じて得た額

ロ 特定公共下水道 当該費用の額から国土交通大臣が定める額を控除した額に三分の一を乗じて得た額

ハ 流域下水道 当該費用の額に二分の一（国土交通大臣が定める費用にあつては、三分の二）を乗じて得た額

四 公共下水道（特定公共下水道を除く。）当該費用の額に二分の一を乗じて得た額

八 前項第一号に規定する主要な管渠の範囲は、前項第一号に規定する主要な管渠と同様、当該管渠の下水排除面積又は下水排除量等を基準として国土交通大臣が定めるものとする。

第二十五条 法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第三号から第五号までに定める基準（法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。次項において同じ。）の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

二 水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燃含有量についての排水基準がその放流水について適用される場合については、法第三十九条下水を排除して当該公共下水道又は流域下水道に使用する場合については、法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第九条の十一第二項第六号又は第七号に掲げる項目に関して同項第六号（ただし書を除く。）又は第七号（ただし書を除く。）に定める基準（法第十二条の十一第一項の特例）

5 附則第三項の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「十分の六」と、「三分の二」とあるのは「十分の六」と、「四分の三」とあるのは「三分の二」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。

4 前項の規定の昭和六十一年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」と、「三分の二」とあるのは「十分の六」と、「四分の三」とあるのは「三分の二」と、「四分の三」とあるのは「三分の二」とする。（昭和六十一年度の特例）

5 附則第三項の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「十分の二」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。（昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度の特例）

6 附則第三項の規定の昭和六十一年度から平成二年までの各年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「十分の二」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。（昭和六十一年度から平成二年までの特例）

三 都道府県及び指定都市以外の地方公団体が管理する公共下水道

四 都道府県以外の地方公団体が管理している都市下水路

五 都道府県知事が報告を微する場合

第二十四条の四 法第三十九条第一項に規定する政令で定める場合は、都道府県知事が法第三十条第一項の指示をするため必要な場合とする。

2 法第三十九条第二項に規定する政令で定める場合は、都道府県知事が法第三十七条第三項の指示をするため必要な場合とする。

3 公共下水道（特定公共下水道を除く。）流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に要する費用についての第二十四条の二第一項の規定は、平成四年度までの各年度における適用に關しては、同項第一号中「十分の四」とあるのは「十分の六（終末処理場の設置又は改築に要する費用を除く。）」とあるのと同様、同項第二号中「二分の一」とあるのは「三分の二（終末処理場（小規模な流域下水道に係るものとして建設大臣が指定するものを除く。）の設置又は改築に要する費用のうち建設大臣が定める費用（以下「特定費用」という。）にあつては四分の三、小規模な流域下水道に係るものとして建設大臣が指定する終末処理場の設置又は改築に要する特定費用以外の費用にあつては十分の六」と、同項第三号中「三分の一」とあるのは「十分の四」とする。

2 第八条第七号から第十号までの規定は、この政令の施行の際現に存する排水設備については、これを改築する場合を除き、適用しない。（排水設備に関する経過措置）

3 公共下水道（特定公共下水道を除く。）流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に要する費用についての第二十四条の二第一項の規定は、平成四年度までの各年度における適用に關しては、同項第一号中「十分の四」とあるのは「十分の六（終末処理場の設置又は改築に要する費用を除く。）」とあるのと同様、同項第二号中「二分の一」とあるのは「三分の二（終末処理場（小規模な流域下水道に係るものとして建設大臣が指定する終末処理場の設置又は改築に要する費用のうち建設大臣が定める費用（以下「特定費用」という。）にあつては四分の三、小規模な流域下水道に係るものとして建設大臣が指定する終末処理場の設置又は改築に要する特定費用以外の費用にあつては十分の六」と、同項第三号中「三分の一」とあるのは「十分の四」とする。

4 前項の規定の昭和六十一年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」と、「三分の二」とあるのは「十分の六」と、「四分の三」とあるのは「三分の二」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。（昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度の特例）

5 附則第三項の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「十分の二」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。（昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度の特例）

6 附則第三項の規定の昭和六十一年度から平成二年までの各年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「十分の二」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。（昭和六十一年度から平成二年までの特例）

1 （施行期日）
この政令は、法の施行の日（昭和三十四年四月二十三日）から施行する。

2 第八条第七号から第十号までの規定は、この政令の施行の際現に存する排水設備については、これを改築する場合を除き、適用しない。（排水設備に関する経過措置）

3 都道府県及び指定都市以外の地方公団体が管理する公共下水道

4 都道府県以外の地方公団体が管理している都市下水路

5 都道府県知事が報告を微する場合

第二十四条の四 法第三十九条第一項に規定する政令で定める場合は、都道府県知事が法第三十条第一項の指示をするため必要な場合とする。

2 法第三十七条第三項に規定する政令で定める下水道は、都道府県以外の地方公団体が管理しているものとする。

3 都道府県知事が報告を微する場合

4 都道府県以外の地方公団体が管理している都市下水路

5 都道府県知事が報告を微する場合

6 都道府県知事が報告を微する場合

7 第二十三条の二に規定する政令で定める者、特定施設の設置者以外の者とする。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年五月一三日政令第一五九号）
（施行期日）
附 則（昭和六一年三月二〇日政令第五四号）抄
（施行期日）
附 則（昭和六一年五月一三日政令第一五九号）
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附 則（昭和六一年三月三一日政令第九八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 改正後の道路法施行令、海岸法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令及び河川法施行令の規定は、昭和六十二年度及び昭和六十三年度（昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十二年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）、昭和六十二年度及び昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度（昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに昭和六十二年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年九月四日政令第二九五号）
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一月四日政令第三六八号）抄
（施行期日）

この政令は、平成五年十月一日から施行する。
附 則（平成五年九月一六日政令第二十一号）
（施行期日）
五号抄
第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十二月十五日）から施行する。
附 則（平成五年一二月二七日政令第四〇号）
（施行期日）
○五号
この政令は、平成六年二月一日から施行する。
附 則（平成六年七月一日政令第二一一号）
この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成七年七月一四日政令第二一〇号）抄
（施行期日）
一 この政令は、平成八年一月一日から施行する。
附 則（平成八年一月二七日政令第二二六号）抄
（施行期日）
一 この政令は、下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律（平成八年法律第十九号）第二条及び附則第二項の規定の施行の日（平成八年十二月一日）から施行する。
附 則（平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号）抄
（施行期日）
一 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則（平成一一年一月一〇日政令第三五二号）
（施行期日）
一 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（平成一一年一二月二七日政令第三五五号）
四三五号

<p>1 (施行期日) 2 この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 (施行期日) 4 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>5 (附 則) (平成二十三年一月二八日政令第三六三号) 抄</p> <p>6 (施行期日) 7 第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条第三条、第四条、第五条（道路整備特別措置法施行令第十五条第一項及び第十八条の改正規定を除く。）、第六条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条（都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（景観法施行令第六条第一号の改正規定に限る。）、第二十五条及び第二十七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>8 (附 則) (平成二三年一二月二六日政令第三四二四号) 抄</p> <p>9 (施行期日) 10 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>11 (附 則) (平成二四年五月二三日政令第一四七号) 抄</p> <p>12 (施行期日) 13 第一条 この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。</p> <p>14 (附 則) (平成二四年五月二三日政令第一四八号) 抄</p> <p>15 1 (施行期日) 16 1 この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。</p> <p>17 (附 則) (平成二六年一月一九日政令第三六四号) 抄</p> <p>18 2 この政令は、平成二十六年十二月一日から施行する。</p> <p>19 (附 則) (平成二七年七月一七日政令第二七三号) 抄</p> <p>20 3 この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。</p>	<p>21 (附 則) (平成二七年一月一三日政令第三六〇号) 1 この政令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。</p> <p>22 (附 則) (平成二七年十一月十九日) 1 この政令は、水防法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年十一月十九日）から施行する。</p> <p>23 (附 則) (平成二九年九月一日政令第三二号) 抄</p> <p>24 (施行期日) 1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p>
---	---